

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

1. 積立投資に特化した少額投資非課税制度（つみたてNISA）の導入に係る改正（29年9月29日）
30年1月よりつみたてNISAが導入されることに伴い、監督上の留意点について、記載内容を整理し、明らかにする等の改正を行ったもの（29年10月1日より適用）。
2. 開示要件（第3の柱）の改訂に係る改正（29年12月11日）
27年1月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第3の柱）の改訂」を踏まえ、所要の改正を行ったもの（30年3月31日より適用）。
3. 金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正（29年12月11日）
28年4月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、所要の改正を行ったもの（30年3月31日より適用）。
4. 報酬体系の開示に係る改正（29年3月14日）
29年3月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化―第2フェーズ」を踏まえ、所要の改正を行ったもの（30年3月31日より適用）。
5. 株式等の高速取引を行う者（高速取引行為者）に対する登録制の導入に伴う金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針の制定等（29年12月27日）
30年4月1日施行の改正金融商品取引法により、新たに高速取引行為者に対する登録制が導入された。これに伴い、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針を制定するとともに、無登録で高速取引行為を行う者である場合や高速取引行為者において電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることが確認できない場合に、証券会社等が取引を受託することがないよう取引開始時等の確認について例示するほか、所要の改正を行ったもの（30年4月1日より適用）。
6. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正（30年2月6日）
「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う所用の改正を行ったもの（30年2月6日より適用）。

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融中介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

第3節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料12-3-1参照）

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成29年7月以降、10社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者3社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、30年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は295社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、267社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状況	登録年月日
トレードウェブ・ジャパン株式会社	○	新規登録	29年7月3日
DANベンチャーキャピタル株式会社 [※]	○	新規登録	29年7月31日
エメラダ株式会社 [※]	○	新規登録	29年9月26日
九州FG証券株式会社	○	新規登録	29年11月29日
株式会社スマートプラス	○	新規登録	29年12月26日
SBIプライム証券株式会社	○	新規登録	30年3月6日
レオンテック証券株式会社	○	新規登録	30年3月26日
キャンターフィッツジェラルド証券株式会社	○	新規登録	30年3月28日
HSBC投信株式会社	○	変更登録	30年4月27日
ANZ証券株式会社	○	新規登録	30年5月23日

※第一種少額電子募集取扱業者。

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの）又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
SMBCフレンド証券株式会社	○	合併消滅	30年1月1日
飯塚中川証券株式会社	○	廃止	30年1月9日

株式会社アルフィックス	—	廃止	30年5月31日
-------------	---	----	----------

(2) 特別金融商品取引業者

30年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	JPMorgan証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	日本相互証券(株)
野村証券(株)	バークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUFJ証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
株SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)
ナティクス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	

(3) 指定親会社

30年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び株大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の29年度決算概要 (資料12-3-2~3参照)

国内証券会社249社の29年度決算(単体)は、国内外の株式市場が総じて堅調に推移し、株式売買委託手数料収入が増加したことなどから、前年同期比で、地域証券会社を中心に約7割の会社が増収・増益となった。

営業収益は、前年同期比1,580億円増の4兆767億円(同4%増)、販売費・一般管理費は、同820億円増の2兆8,848億円(同3%増)、経常損益は、同172億円増の7,527億円(同2%増)、当期損益は、特別損益の影響(前年度は特定会社においてグループ内再編に伴う多額の特別利益の計上があった)により、同920億円減の5,241億円(同15%減)となった。

なお、投資信託関連手数料をみると、投資信託代行手数料(信託報酬)は、前年同期比226億円増の2,535億円(同9%増)、投資信託販売手数料は、同384億円増の3,119億円(同14%増)となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

29年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、4社(4件)に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 0件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 1件
- ③ 業務改善命令 3件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「作為的相場形成となる取引の受託」、「公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて勧誘する行為」、「個人情報漏えい」等となっている。

III 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正(10年12月1日施行)において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社(金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社(235社)を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社(46社)を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている(30年6月末時点263社、同年3月末時点基金規模約578億円)。(資料12-3-4参照)

第4節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業者の概況（資料12-4-1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成30年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,176社となっている。

II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

29年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、5社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが4件（うち1件は業務改善命令を含む。）、業務改善命令が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「業務改善命令に違反している状況」、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」等となっている。

第5節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（資料12-5-1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成30年6月末時点では、投資助言・代理業者数は985社となっている。

II 投資助言・代理業者に対する行政処分

29年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、3社に対して行政処分を行っており、その内訳は、登録取消しが1件、一部業務停止命令が1件（いずれも業務改善命令を含む。）、業務改善命令が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言をする行為」等となっている。

第6節 投資運用業

I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

平成30年6月末現在の投資運用業者数は371社（投資信託委託業者105社、投資法人資産運用業者91社、投資一任業者287社、自己運用業者37社）となっている。（資料12-6-1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

II 投資法人の推移

30年6月末現在の登録投資法人は98社（不動産系92社、インフラ系5社、証券系1社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）59社の運用資産残高の合計は、30年5月末で17兆8962億円（前年比6.5%増）となっている。

29年7月以降、4件のIPOを伴う新規上場があった。（資料12-6-2参照）

III 運用資産の推移

29年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は30年6月末で公募投信111兆7,263億円（前年比10.2%増）（株式投信99兆1,469億円（同12.6%増）、公社債投信12兆5,793億円（同5.9%減）、私募投信85兆9,867億円（同11.9%増）（株式投信82兆2,910億円（同13.2%増）、公社債投信3兆6,957億円（同12.2%減））となっている。（資料12-6-3参照）

投資一任契約の資産残高については、30年3月末で257兆1,893億円（同15.8%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、4,414億円となっている（29年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。

第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

I 登録金融機関の概況

平成30年6月末現在における登録金融機関数は、1,037社となっている。(資料12-7-1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処している。なお、29年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

II 取引所取引許可業者の概況

30年6月末現在における取引所取引許可業者数は、1社となっている。

なお、29年7月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

III 金融商品仲介業者の概況

30年6月末現在における金融商品仲介業者数は、864業者となっている。(資料12-7-1参照)

なお、29年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

IV 高速取引行為者の概況

30年6月末現在における高速取引行為者数は、6者となっている。

なお、高速取引行為に係る登録制が導入された同年4月以降の高速取引行為者に対する行政処分の実績はない。

第8節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（資料12-8-1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

平成30年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

II 信用格付業者の特定関係法人

30年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、43法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（30年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	12 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	14 法人

第9節 適格機関投資家等特例業務届出者

I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

平成30年3月末現在、これらの届出業者は2,235者（業務廃止命令発出先570者を除く）である。（資料12-9-1参照）

II 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分等について

29年7月以降、財務（支）局への事業報告書の提出状況や証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、26件の行政処分（うち業務廃止命令11件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「業務改善命令に違反している状況」、「事業報告書を提出していない状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

第10節 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第2条第2項第5号、6号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額2兆7,773億円、運用額24兆8,554億円となっている。（29年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計。資料12-10-1参照）

第11節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成30年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(30年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
22年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -1

第12節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

平成29事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は567件と、前事務年度（861件）と比して減少している。相談件数567件のうち半数以上が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60代以上が約45%、20代から40代が約43%となっており、年代別の相談件数に大きな違いは認められなかった。

詐欺的な投資勧誘等に係る相談を商品別で見ると、FX取引に関するものが131件と多く認められ、例えば、海外の無登録FX業者から勧誘を受けたなどの相談が寄せられている。次に未公開株に係る相談や、集団投資スキーム（ファンド）に係る相談が多く寄せられている。

また、無登録業者が関与する内容のものが多く、その中には金融庁の職員を装った投資勧誘等も発生している。

II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
 - ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
 - ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携
- （注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。
- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化